栗原市若者遠距離通勤支援事業補助金の概要

市の人口減少を抑制し、若年層の定住及び移住を促進するため、遠距離通勤する新規学卒者又は転入者に対し、通勤費の助成を行うもの。

助成金の対象者	(1)新規学卒者 ◆学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短大・大学院を含む）、高等専門学校、専修学校又はこれらに準ずると市長が認めるものの教育課程を修了後３年以内の者（雇用拡大奨励金と同様の規定） ◆基準日において満 40 歳以下の者 ※基準日：遠距離通勤開始日。開始日が平成 29 年 9 月 30 日以前の場合は、平成 29 年 10 月 1 日 (2)転入者 ◆平成 29 年 4 月 1 日以降に市外から転入した者であって、基準日において満 40 歳以下のもの ◆転入日の前日から起算して、過去３年以内に市の住民基本台帳に登録されていない者 【交付の要件】 ①市内に住所を有していること ②令和４年３月３１日までに遠距離通勤（自宅から勤務地まで片道 50km 以上）を開始していること ③常時雇用者であること （※雇用保険法に規定する一般被保険者の資格を有する者） ④国家公務員・地方公務員でないこと ⑤市税の滞納がないこと（世帯員全員）など
助成内容	(1)対象期間 平成 29 年 10 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間における連続する 24 月間 (2)対象経費 対象期間において、遠距離通勤に要した経費であって、月ごとに主として用いた次のいずれかの交通手段による交通費 ①自家用の自動車　②高速バス　③鉄道 (3)助成額 （交通手段ごとの遠距離通勤基準額－通勤手当）×１／２ ※千円未満の端数は切捨てし、月額１万円を限度とする ※遠距離通勤開始日が月の途中にあるときは当該月から対象期間に起算する

<table>
<tr><td></td><td>(4)交通手段ごとの基準額
<table>
<tr><th>通勤手段</th><th>基準額（月額）</th></tr>
<tr><td>自家用車（自家用車の使用区間が片道 50km 以上の場合）</td><td>30,000 円
（有料道路利用の場合は 50,000 円）</td></tr>
<tr><td>高速バス</td><td>48,000 円</td></tr>
<tr><td>鉄道（新幹線・在来線）</td><td>定期券購入経費の１か月当りに換算した額</td></tr>
</table>
(5)補助金交付年度及び補助金の計算期間
<table>
<tr><th>交付年度</th><th>補助金の計算期間</th></tr>
<tr><td>平成 29 年度</td><td>平成 29 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日（3 月）</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>平成 30 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日（12 月）</td></tr>
<tr><td>令和元年度</td><td>平成 31 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日（12 月）</td></tr>
<tr><td>令和 2 年度</td><td>令和 2 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日（12 月）</td></tr>
<tr><td>令和 3 年度</td><td>令和 3 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日（12 月）</td></tr>
<tr><td>令和 4 年度</td><td>令和 4 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日（12 月）</td></tr>
<tr><td>令和 5 年度</td><td>令和 5 年 1 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日（14 月）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>交付申請時の提出書類</td><td>(1)補助金交付申請書
(2)雇用証明書兼通勤手当支給額証明書（※事業所からの証明）
(3)同意書（※住基情報や税情報の確認調査することの同意）
(4)誓約書（※第３条に掲げる対象者要件に該当している旨の誓約）
(5)雇用保険被保険者証の写し
(6)振込先となる通帳の写し
(7)市税等の滞納がないことを証する書類（※申請する年の前年 1 月 1 日に、市の住基に登録されていない者の場合）
(8)定期券の写し及び購入に係る領収書の写し（※鉄道利用者の場合）
(9)新規学卒者であることを証する書類（※新規学卒者の場合）</td></tr>
<tr><td>補助金の申請期限</td><td>◆平成 29～令和 5 年度：毎年度 1 月末日
◆令和 5 年度：計算期間に応じて、定める期間</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>(1)施行日：平成 29 年 10 月 1 日
(2)単年度ごとに、勤務に要した交通費（実績）に対して、交付申請及び交付決定するため、債務負担行為の設定はしない。
(3)対象期間内に、転職等により事業所が変わった場合であっても、月が途切れず遠距離通勤する場合は、交付対象とする。
(4)当該事業は、栗原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（H27～R3 年度）に位置づけられていることから、総合戦略期間満了から最大 2 年間（交付対象期間）の令和 6 年 3 月 31 日をもって失効する。</td></tr>
</table>